

## 目次

### 告示

- 令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(学芸員(道立美術館等))採用選考の実施について.....1
- 令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(学芸員(道立北方民族博物館))採用選考の実施について.....3
- 令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(文化財保護主事)採用選考の実施について.....5
- 令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(主事(図書館学))採用選考の実施について.....6

### 通達・通知

- 「教育職員免許状の申請等に係る手数料等について」の一部改正について.....8
- 「臨時免許状の授与等について」の一部改正について.....12
- 「特別非常勤講師の届出について」の一部改正について.....15
- 「免許教科外教科担任の許可の申請について」の一部改正について.....17

## 告示

### 北海道教育委員会告示第10号

令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(学芸員(道立美術館等))採用選考を次の要項により行う。

令和5年3月7日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(学芸員(道立美術館等))採用選考募集要項

#### 1 目的

この選考は、北海道立美術館等に勤務し、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事する学芸員を採用するために行うものです。

#### 2 採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定日
学芸員	1名	北海道立美術館等	令和6年(2024年)4月1日

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

#### 3 受験資格

##### (1) 次の全ての要件を満たす者

ア 昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた者で、令和6年(2024年)4月1日から勤務が可能なる者

イ 博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者又は令和6年(2024年)3月31日までに学芸員となる資格を取得する見込みの者

##### (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 試験の日程等

##### (1) 第1次試験

ア 試験日 6月18日(日)

イ 試験地 札幌市、函館市、東京都

※ 日程及び会場等の詳細は、受験票でお知らせします。

ウ 試験内容

区 分	内 容
職務基礎力試験	基礎的な職務能力についての択一式筆記試験
専 門 試 験	学芸員としての専門的知識等に関する記述式筆記試験

※ 上記のほか、第2次試験(口述試験)の参考とするため、適性検査を実施します。  
 なお、適性検査を受けなかった場合、第2次試験は受験できません。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、第2次試験を実施します。

ア 試験日・試験地

※ 日程及び会場等の詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。

イ 試験内容

区 分	内 容
口 述 試 験	人物試験(個別面接)

5 合格発表

合格者の発表は受験番号のみにより行います。合否については、次の掲示場所で確認してください。

また、合格者には合格通知書を送付します。

(1) 合格発表日

- ・第1次試験合格発表 7月5日(水)
- ・最終合格発表 8月

(2) 掲示場所

札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館7階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受験番号を発表します。

(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp>)

6 申込方法

(1) 申込書類

ア 令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(学芸員(道立美術館等))採用選考申込書(所定の様式)

イ 卒業(見込)証明書及び単位修得(見込)証明書など博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する、又は資格取得見込みであることを証明する書類

ウ 受験票返信用封筒(送付先を明記した、84円切手貼付の長形3号の封筒とし、裏面は記入しないこと。)

※ アについては、北海道教育庁総務政策局総務課、各北海道立美術館及び各教育局で配布します。また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「学芸員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4判が入る大きさ)を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受 付 期 間	備 考
持参の場合	3月7日(火)から 5月12日(金)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	5月12日(金)の消 印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

(注) 1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

3 身体に障がいがあり、試験会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

7 受験票の送付

受験票は、6月14日(水)までに到着するよう発送します。

なお、6月14日(水)までに到着しない場合は、11の問合せ先に照会してください。

8 第1次試験当日の携行品

試験当日は、受験票(顔写真を貼ること。)、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム、昼

食、試験会場が高等学校の場合は上履き及び外靴収納袋を持参してください。

9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

10 採用の方法

採用時期は原則として令和6年(2024年)4月1日ですが、既に学校等を卒業している方は、令和5年度(2023年度)中に採用される場合があります。

11 申込先及び問合せ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁総務政策局総務課人事係  
電話：011-231-4111 内線：35-118

北海道教育委員会告示第11号

令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(学芸員(道立北方民族博物館))採用選考を次の要項により行う。

令和5年3月7日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(学芸員(道立北方民族博物館))採用選考募集要項

1 目的

この選考は、北海道立北方民族博物館に勤務し、世界の北方地域の諸民族の文化に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事する学芸員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定日
学芸員	2名	北海道立北方民族博物館(網走市)	令和6年(2024年)4月1日

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

3 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

- ア 昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた者で、令和6年(2024年)4月1日から勤務が可能なる者
- イ 博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者又は令和6年(2024年)3月31日までに学芸員となる資格を取得する見込みの者
- ウ 短期大学、大学又は大学院において文化人類学又は考古学その他これに準ずる科目を専攻している者

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日程等

(1) 第1次試験

- ア 試験日 6月18日(日)
- イ 試験地 札幌市、函館市、東京都
- ※ 日程及び会場等の詳細は、受験票でお知らせします。
- ウ 試験内容

区分	内容
職務基礎力試験	基礎的な職務能力についての択一式筆記試験
専門試験	学芸員としての専門的知識等に関する記述式筆記試験

※ 上記のほか、第2次試験(口述試験)の参考とするため、適性検査を実施します。

なお、適性検査を受けなかった場合、第2次試験は受験できません。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、第2次試験を実施します。

- ア 試験日・試験地  
 ※ 日程及び会場等の詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。

イ 試験内容

区 分	内 容
口 述 試 験	人物試験(個別面接)

5 合格発表

合格者の発表は受験番号のみにより行います。合格については、次の掲示場所で確認してください。

また、合格者には合格通知書を送付します。

(1) 合格発表日

- ・第1次試験合格発表 7月5日(水)
- ・最終合格発表 8月

(2) 掲示場所

札幌市中央区北3条西7丁目  
 北海道庁別館7階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受験番号を発表します。

(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp>)

6 申込方法

(1) 申込書類

ア 令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(学芸員(道立北方民族博物館))  
 採用選考申込書(所定の様式)

イ 調査研究業績調書(所定の様式)

ウ 博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する、又は資格取得見込みであることを証明する書類

エ 短期大学以上の全ての成績証明書及び卒業(修了)証明書(卒業(修了)見込みの者は、卒業(修了)見込証明書)

オ 受験票返信用封筒(送付先を明記した、84円切手貼付の長形3号の封筒とし、裏面は記入しないこと。)

※ アについては、北海道教育庁総務政策局総務課、各北海道立美術館及び各教育局で配布します。また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「学芸員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4判が入る大きさ)を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受 付 期 間	備 考
持参の場合	3月7日(火)から 5月12日(金)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	5月12日(金)の消 印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

(注) 1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

3 身体に障がいがあり、試験会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

7 受験票の送付

受験票は、6月14日(水)までに到着するよう発送します。

なお、6月14日(水)までに到着しない場合は、11の問合せ先に照会してください。

8 第1次試験当日の携行品

試験当日は、受験票(顔写真を貼ること。)、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム、昼食、試験会場が高等学校の場合は上履き及び外靴収納袋を持参してください。

9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

10 採用の方法

採用時期は原則として令和6年(2024年)4月1日ですが、既に学校等を卒業している方は、令和5年度(2023年度)中に採用される場合があります。

- 11 申込先及び問合せ先  
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁総務政策局総務課人事係  
電話：011-231-4111 内線：35-118

### 北海道教育委員会告示第12号

令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(文化財保護主事)採用選考を次の要項により行う。

令和5年3月7日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(文化財保護主事)採用選考募集要項

#### 1 目的

この選考は、北海道教育庁に勤務し、埋蔵文化財の発掘・調査研究等、文化財の保存及び活用に関する専門的事項に従事する文化財保護主事を採用するために行うものです。

#### 2 採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定日
文化財保護主事	1名	北海道教育庁	令和6年(2024年)4月1日

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

#### 3 受験資格

##### (1) 次の全ての要件を満たす者

ア 昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた者で、令和6年(2024年)4月1日から勤務が可能な者

イ 大学を卒業した者(令和6年(2024年)3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

ウ 大学又は大学院において考古学、歴史学又は文化財学その他これに準ずる科目を専攻している者

##### (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 試験の日程及び会場等

##### (1) 第1次試験

ア 試験日 6月18日(日)

イ 試験地 札幌市、函館市、東京都

※ 日程及び会場等の詳細は、受験票でお知らせします。

ウ 試験内容

区分	内容
職務基礎力試験	基礎的な職務能力についての択一式筆記試験
専門試験	文化財保護主事としての専門的知識等に関する記述式筆記試験

※ 上記のほか、第2次試験(口述試験)の参考とするため、適性検査を実施します。

なお、適性検査を受けなかった場合、第2次試験は受験できません。

##### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、第2次試験を実施します。

ア 試験日・試験地

※ 日程及び会場等の詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。

イ 試験内容

区分	内容
実技試験	実際の埋蔵文化財を観察し出土品の特徴・年代・文化的な帰属を判断する能力に関する試験
口述試験	人物試験(個別面接)

#### 5 合格発表

合格者の発表は受験番号のみにより行います。合否については、次の掲示場所で確認してください。

また、合格者には合格通知書を送付します。

(1) 合格発表日

- ・第1次試験合格発表 7月5日(水)
- ・最終合格発表 8月

(2) 掲示場所

札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道庁別館7階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受験番号を発表します。  
(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp>)

6 申込方法

(1) 申込書類

ア 令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(文化財保護主事)採用選考申込書(所定の様式)

イ 調査研究業績調書(所定の様式)

ウ 大学以上の全ての成績証明書及び卒業(修了)証明書(卒業(修了)見込みの者は、卒業(修了)見込証明書)

エ 受験票返信用封筒(送付先を明記した、84円切手貼付の長形3号の封筒とし、裏面は記入しないこと。)

※ ア及びイについては、北海道教育庁総務政策局総務課及び各教育局で配布します。

また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「文化財保護主事申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4判が入る大きさ)を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受付期間	備考
持参の場合	3月7日(火)から 5月12日(金)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	5月12日(金)の消 印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

(注) 1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

3 身体に障がいがあり、試験会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

7 受験票の送付

受験票は、6月14日(水)までに到着するよう発送します。

なお、6月14日(水)までに到着しない場合は、11の問合せ先に照会してください。

8 第1次試験当日の携行品

試験当日は、受験票(顔写真を貼ること。)、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム、昼食、試験会場が高等学校の場合は上履き及び外靴収納袋を持参してください。

9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

10 採用の方法

採用時期は原則として令和6年(2024年)4月1日ですが、既に学校等を卒業している方は、令和5年度(2023年度)中に採用される場合があります。

11 申込先及び問合せ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁総務政策局総務課人事係  
電話 011-231-4111 内線 35-118

北海道教育委員会告示第13号

令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(主事(図書館学))採用選考を次の要項により行う。

令和5年3月7日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(主事(図書館学))採用選考募集要項

1 目的

この選考は、北海道立図書館に勤務し、高度で専門的な司書業務に従事する職員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定日
主事(図書館学)	2名	北海道立図書館	令和6年(2024年)4月1日

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

3 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

ア 昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた者で、令和6年(2024年)4月1日から勤務が可能なる者

イ 短期大学又は大学を卒業した者(令和6年(2024年)3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

ウ 図書館法第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は令和6年(2024年)3月31日までに司書となる資格を取得する見込みの者

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日程及び会場等

(1) 第1次試験

ア 試験日 6月18日(日)

イ 試験地 札幌市、函館市、東京都

※ 日程及び会場等の詳細は、受験票でお知らせします。

ウ 試験内容

区 分	内 容
職務基礎力試験	基礎的な職務能力についての択一式筆記試験
専門試験	主事(図書館学)としての専門的知識等に関する記述式筆記試験

※ 上記のほか、第2次試験(口述試験)の参考とするため、適性検査を実施します。なお、適性検査を受けなかった場合、第2次試験は受験できません。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、第2次試験を実施します。

ア 試験日・試験地

※ 日程及び会場等の詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。

イ 試験内容

区 分	内 容
口述試験	人物試験(個別面接)

5 合格発表

合格者の発表は受験番号のみにより行います。合否については、次の掲示場所で確認してください。

また、合格者には合格通知書を送付します。

(1) 合格発表日

- ・第1次試験合格発表 7月5日(水)
- ・最終合格発表 8月

(2) 掲示場所

札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道庁別館7階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受験番号を公表します。

(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp>)

## 6 申込方法

### (1) 申込書類

- ア 令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(主事(図書館学))採用選考申込書(所定の様式)
- イ 短期大学以上の全ての成績証明書及び卒業(修了)証明書(卒業(修了)見込みの者は、卒業(修了)見込証明書)
- ウ 図書館法第5条第1項に規定する司書となる資格を有する、又は資格取得見込みであることを証明する書類
- エ 受験票返信用封筒(送付先を明記した、84円切手貼付の長形3号の封筒とし、裏面は記入しないこと。)
- ※ ア及びイについては、北海道教育庁総務政策局総務課及び各教育局で配布します。また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。  
なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「主事(図書館学)申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4判が入る大きさ)を同封し、11の申込先に請求してください。

### (2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受付期間	備考
持参の場合	3月7日(火)から 5月12日(金)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	5月12日(金)の消印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

- (注) 1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。  
2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。  
3 身体に障がいがあり、試験会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

## 7 受験票の送付

受験票は、6月14日(水)までに到着するよう発送します。

なお、6月14日(水)までに到着しない場合は、11の問合せ先に照会してください。

## 8 第1次試験当日の携行品

試験当日は、受験票(顔写真を貼ること。)、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム、昼食、試験会場が高等学校の場合は上履き及び外靴収納袋を持参してください。

## 9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

## 10 採用の方法

採用時期は原則として令和6年(2024年)4月1日ですが、既に学校等を卒業している方は、令和5年度(2023年度)中に採用される場合があります。

## 11 申込先及び問合せ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁総務政策局総務課人事係  
電話 011-231-4111 内線 35-118

## 通 達 ・ 通 知

教 職 第 2 4 4 8 号  
令和5年(2023年)3月7日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長) 様  
北 海 道 教 育 大 学 長  
(各 附 属 学 校 長)



---

各 私 立 学 校 長

北海道教育委員会教育長

**「教育職員免許状の申請等に係る手数料等について」の一部改正について(通知)**  
「教育職員免許状の申請等に係る手数料等について」(平成19年5月15日付け教職第117号当職通知)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本日から施行するので、通知します。

(教職員局教職員課人事制度・免許係)

改正後

手数料の額 (手数料条例別表 (第 2 条関係))	申請区分	授与・追加	検定	合計
教育職員検定によらない普通免許状の授与 教育職員検定によらない普通免許状の特別支援教育 領域の追加		3,300円		3,300円
教育職員検定による普通免許状の授与 教育職員検定による普通免許状の特別支援 教育領域の追加		3,300円	1,700円	5,000円
特別免許状の授与		3,300円	1,700円	5,000円
臨時免許状の授与				
臨時免許状の特別支援教育領域の追加		1,700円	1,700円	3,400円
免許状の書換え				870円
免許状の再交付				1,100円

(注) 特別免許状及び臨時免許状の授与並びに臨時免許状の特別支援教育領域の追加は、検定によらなければならないこと。

2 手数料の納入

- (1) 納入方法  
 手数料の納入は、手数料条例第 3 条及び収入証紙規則第 4 条第 1 項の規定により、手数料の額に相当する額面の証紙 (収入証紙条例第 4 条の規定による証紙をいう。以下同じ。) を用いなければならないこと。  
 ア 道立及び市町村立の学校に勤務する教育職員 (校長、園長、副校長、副園長及び教頭を含む。以下同じ。)  
 収入証紙要領第 2 の 2 の (4) のイの規定により、収入証紙貼付用紙 (収入証紙要領別記第 1 号様式) に証紙を貼り、申請書類に添付すること。  
 イ ア以外の者  
 申請書類の上部余白に、証紙を貼ること。  
 (削除)

現行

手数料の額 (手数料条例別表 (第 2 条関係))	申請区分	授与・追加	検定	合計
教育職員検定によらない普通免許状の授与 教育職員検定によらない普通免許状の特別支援教育 領域の追加		3,300円		3,300円
教育職員検定による普通免許状の授与 教育職員検定による普通免許状の特別支援 教育領域の追加		3,300円	1,700円	5,000円
特別免許状の授与		3,300円	1,700円	5,000円
臨時免許状の授与				
臨時免許状の特別支援教育領域の追加		1,700円	1,700円	3,400円
新免許状				3,300円
				1,700円
旧免許状				3,300円
				1,700円
免許状の書換え				870円
免許状の再交付				1,100円

(注)

- 1 特別免許状及び臨時免許状の授与並びに臨時免許状の特別支援教育領域の追加は、検定によらなければならないこと。  
 2 「新免許状」とは有効期間の付された免許状、「旧免許状」とは有効期限の付されていない免許状をいうこと。

2 手数料の納入

- (1) 納入方法  
 手数料の納入は、手数料条例第 3 条及び収入証紙規則第 3 条第 1 項の規定により、手数料の額に相当する額面の証紙 (収入証紙条例第 3 条の規定による証紙をいう。以下同じ。) を用いなければならないこと。  
 ア 道立及び市町村立の学校に勤務する教育職員 (校長、園長、副校長、副園長及び教頭を含む。以下同じ。)  
 収入証紙要領第 2 の 2 の (4) のイの規定により、収入証紙ちよう付用紙 (収入証紙要領別記第 1 号様式) に証紙をちよう付し、申請書類に添付すること。  
 イ ア以外の者  
 申請書類の上部余白に、証紙をちよう付すること。  
 (3) 証紙の消印  
 (2) の場合において、申請者は、収入証紙規則第 3 条第 2 項の規定により、申請書類の紙面と証紙の彩紋とにかかって、申請者の印章又は署名により鮮明に消印しなければならぬこと。

現 行	改 正 後
<p>3 申請書類等の受理機関及び經由機関                      (1) 受理機関                          北海道教育庁総務政策局教職員課                      (2) (略)                      (3) (2)のA及びB以外の者は、直接、北海道教育庁総務政策局教職員課に提出すること。</p> <p>4 申請書類の受理                      (1) 受理 (經由) 機関は、収入証紙規則第 4 条第 1 項の規定により、提出された申請書類に所定の手数料の額に相当する額の証紙が<u>ちよう付され、かつ消印されていること</u>を確認した上でなければ受理してはならないこと。                      (2) 証紙の貼付に代え、申請書類に現金等を添えて提出があった場合は、収入証紙規則第 3 条第 3 項の規定により、受理 (經由) 機関に証紙の<u>ちよう付の委託があったものとみなし、同規則第 4 条第 2 項及び収入証紙要領第 1 の 2 の規定により処理しなければならぬこと。</u>                      (3) 3 の (2) の經由機関において受理した申請書類には、収入証紙要領第 2 の 2 の (4) のイの規定により、その上郡余白に、収入証紙要領別記第 4 号様式の表示をすること。</p> <p>5 過誤貼付の取扱い                      受理した申請書類等に<u>ちよう付された証紙が、過誤貼付であるときは、収入証紙要領第 2 の 2 の (2) の規定により、選付すること。</u>ただし、1 件の過誤貼付相当額が 500 円未満のものについては、申請者から特に選付の申出があるまでは、選付の手続をとらなくとも差し支えないこと。</p>	<p>3 申請書類等の受理機関及び經由機関                      (1) 受理機関                          北海道教育庁教職員課                      (2) (略)                      (3) (2)のA及びB以外の者は、直接、北海道教育庁教職員課に提出すること。</p> <p>4 申請書類の受理                      (1) 受理 (經由) 機関は、収入証紙規則第 5 条第 1 項の規定により、提出された申請書類に所定の手数料の額に相当する額の証紙が<u>貼られていること</u>を確認した上でなければ受理してはならないこと。                      (2) 証紙の貼付に代え、申請書類に現金等を添えて提出があった場合は、収入証紙規則第 4 条第 3 項の規定により、受理 (經由) 機関に証紙の<u>貼付の委託があったものとみなし、同規則第 5 条第 2 項及び収入証紙要領第 1 の 2 の規定により処理しなければならぬこと。</u>                      (3) 3 の (2) の經由機関において受理した申請書類には、収入証紙要領第 2 の 2 の (4) のイの規定により、その上郡余白に、「<u>納付済</u>」の表示を<u>朱書き</u>すること。</p> <p>5 過誤貼付の取扱い                      受理した申請書類等に<u>貼られた証紙が、過誤貼付であるときは、収入証紙要領第 2 の 2 の (2) の規定により、選付すること。</u>ただし、1 件の過誤貼付相当額が 500 円未満のものについては、申請者から特に選付の申出があるまでは、選付の手続をとらなくとも差し支えないこと。</p>